

ID: 211

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営住宅条例 第31条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第144号		
【根拠条文】 (収入超過者に対する家賃) 第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。 3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。 【基準】 根拠条文及び第29条第1項による。 (収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日